月11日火から17 日川まで税を考える週間

税は 公共サ ビスを支えます

皆さんの税金で賄われています。これからも納期内納付にご協力をお願いします。 福祉や教育、 環境整備など身の回りの公共サービスを行うための費用は、

前橋は高い市税収納率を維持 市民の皆さんのご協力で

ろで使われています。 公民館の整備など、市税は身近なとこ ことで、耐震住宅への改修補助や地区 しています。安定して財源を確保する 本市の市税収納率は高い水準を維持 市民の皆さんのご理解とご協力で

詳しくは問い合わせるか、 グからの納付、クレジットカード、 窓口やコンビニのほか、 りも進めてきました。金融機関などの のATMやインターネットバンキン イルレジでの納付も利用できます。 また、市では納税しやすい環境づく ージをご覧ください ペイジー対応 本市ホー モ

事業者の味方エルタックス申告はインターネットで

市民税課 ☎027-898-6206問い合わせは

です。 けるほか、 自動的に振替られ、 ぜひ利用してください。

金通帳、 期限ごとに指定した預貯金口座から 申し込みは簡単。納税通知書、 預貯

■市税の滞納が続くと

納付する手間が省

第3日曜は納税相談窓口 平日に来庁できない人のために、

日時=

■中学生の税の作文入賞作品展

期日=①11月11日火~ 11日火~25日火 21日金②11月

市税の納付は口座振替で

口座振替での納税を申し込むと、 納付忘れの心配もなく便利

ださい。なお、振替開始期は、 書で納付してください。 の翌月末日以降。振替開始までは納付 機関か郵便局の窓口で申し込んでく 届け出印を用意し、市内金融 申込月

相談がないときは、 促状を発送。督促状の発送後も納付や 納になったら、 延滞金が掛かります。また、市税が滞 付した人との公平性を確保するため、 期限までに納付しないと、納期内に納 市税は納期内の納付が原則です。 納期限後20日以内に督 自宅訪問や催告書

> を行い市税に充当します。 き財産を差し押さえ、 話などで任意の催告を行います。それ でも完納されないときは、法律に基づ 市税コールセンター 取り立てや公売 からの電

早めに収納課に相談してください。 で納期限までに納付できないときは、

後4時

会場=市役所収納課

会場=①は市役所1階市民ロビ は県庁32階展望ホー (2)

の送付、

また、災害や失業などの特別な事情

税相談窓口を開設します。 11月16日旧午前8時3分~

納付は口座振替が便利



①通帳、届け出印、納税通知書を用意



②口座振替申込書に記載します



③申し込みは金融機関窓口で

不妊治療費の一部を助成します

納税 ح

者に課税される税金です。車両を廃棄

税課、大胡・宮城・粕川・富士見支所

う個人や法人のことです。

市役所資産

書の受領や納税に関する手続きを行 れは納税義務者に代わって納税通知 管理人を設定する必要があります。 市外・海外へ転出した場合には、

で手続きを行ってください

軽自動車税は4月1日現在の所有

または譲渡したときや、

は1回分の負担が軽くなるなどのメ けて給与から天引きします。従業員に 通知される1年間の税額を、

12回に分

住居や事務所などを有しない場合や、

固定資産税の納税義務者が市内に

収することが義務付けられています。 る事業主には、個人市県民税を特別徴

給与から所得税を源泉徴収してい 事業主は特別徴収してください

納税管

理

人

0

設定が必要で

資産税課 ☎027問い合わせは

898

6216

市外の固定資産税納税義務者

従業員が住んでいる市区町村から

リットがあります。

軽自動車などの廃車手続き

前橋市では、一般不妊治療費と特定不妊治療費の 一部を下表のとおり助成しています。詳しくは問い 合わせるか、本市ホームページをご覧ください。 対象=〈一般〉不妊検査、特定不妊治療を除く不妊治

受精·顕微授精

用意する物=医師の証明書など

申し込み=来年3月31日巛までに前橋保健センター 内こども課へ直接

問い合わせは こども課 ☎027-220-5703

療、人工授精〈特定〉本年度中に冶療が終了する体外			寛か終了する体外
		不妊治療費の助成	
		対象	助成回数・金額など
	一般	次の全てを満たす法律上の夫婦 ①申請日の1年以上前から本市在住 ②医療保険法の被保険者か被扶養者	各年度1回、通算3年まで 本年度中にかかった治療費の自己負担額の2分の1以内(上限5万円)
	特定	次の全てを満たす法律上の夫婦 ①指定医療機関で治療を受けている ②本市在住 ③夫婦の昨年の所得合計が730万円未満	①初年度の治療開始日の妻の年齢が40歳未満の夫婦は通算6回まで(年度あたりの回数制限なり) ②上記①以外の夫婦は、初年度は3回まで、次年度以降は年2回までで、通算5年・10回まで 2回目までは1回上限20万円(一部は上限12万5,000円)。3回目以降は1回上限15万円(一部は上限7万5,000円)。採卵に至らない場合は助成対象外です

eltax.jp/)をご覧ください

クスホ

- 4 ページ (http://www

告書も電子データで提出する事が義

けられています。

詳しくはエルタ

などの書類

た請求書・納品書・送り状・

·領収書

書類、業務に関して作成したか受領し 決算に関して作成した棚卸表などの 記以外に業務に関して作成した帳簿、 や必要経費を記載した帳簿〈5年〉

た事業所は、

市に提出する給与支払報

自治体へ一度に申告できます。

また、所得税の源泉徴収票を電子デ

夕で提出することが義務付けられ

所を訪れる手間が省けるほか、複数の

保存が必要な物=

〈7年〉収入金額

詳しくは問い合わせてください。

帳簿などの種類によって異なります。 と書類の保存が必要です。保存期間は

で手続きができるエルタックス。市役

行う際に便利なのが、

インターネット

事業者が市税の申告や申請などを

事業者は電子データで提出を

告の人は、ことし1月から記帳、帳簿

事業所得などがある個人の白色申

度以降も軽自動車税が課税されます。

記帳や帳簿の保存が必要です

てください。

手続きをしないと、来年

るときは、必ず登録機関で手続きをし

※特定不妊治療費は平成28年度に制度改定で助成対象範囲が変わります。